

大崎上島町船舶運航事業経営戦略

団 体 名 : 大崎上島町

事 業 名 : 船舶運航事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	5人	年 間 輸 送 人 員 数	13千人
営 業 航 路	5.5km	在 籍 船 舶 数	1両
運 航 路 線 数	1本	平 均 船 齢	2年
年 間 運 航 キ 口	25千km	乗 船 効 率 * 1	10%

*1 乗船効率 = 延人キロ ÷ (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

(2) 料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上 限 認 可		
実 施	平成15年4月1日(昭和62年)	大崎上島町営フェリー条例

(3) 現在の経営状況

料 金 収 入 ※ 過去3年度分を記載	H25	4,576千円	H26	4,808千円	H27	4,326千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※ 過去3年度分を記載	H25	100.3%	H26	106.8%	H27	99.8%
純 損 益 (又は実質収支) ※ 過去3年度分を記載	H25	2,403千円	H26	2,216千円	H27	2,079千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※ 過去3年度分を記載	H25	%	H26	%	H27	%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

料金収入が少ないため、国庫補助金、県補助金と一般会計からの繰入金により経営の均衡を保っている。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率[法適用企業の場合] = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) ÷ ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率[法非適用企業の場合] = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) ÷ ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 経営の基本方針

本航路は、本町と属島である生野島、契島を結び、島の住民にとって大崎上島との唯一の公共交通であり、生活物資や各種燃料はもとよりゴミ・し尿運搬等の生活に不可欠な輸送手段である。

また、契島においては地域産業を支える企業への通勤者の移動手段として欠くことのできない航路となっている。

そのため、今後も大崎上島町による公営の体制を維持しながら、利用実態に即した運航形態へと改善を進め、新船の就航を契機として運航時刻の見直しや、観光客誘致対策など、持続的な航路運営体制を構築していくものとする。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成27年3月に新船を建造したことにより、今後10年間で大きな投資目標事業は無い見通しである。

② 収支計画のうち財源についての説明

独立採算の原則はあるものの、東野自然休暇村施設が閉鎖し、年間を通じた主な利用者は両島の住民であることから、料金収入は限られた水準の中で推移すると見込んでいる。

料金改定については、収支が悪化する見込みも低く、また生活航路としての観点から10年間で計画はしていない。

今後も国及び県からの離島航路補助金に加え、財源不足を町の一般会計繰入金により収支均衡を図らざるを得ない。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

組織体制については船員5名と臨時職員を雇用することで人件費を抑えている。

一方で新船建造に係る起債償還が平成30年度から開始する。

維持管理面では、新船ということもあり今後10年間では大きな修繕等はないと見込む。原油価格の変動等については予測困難であり、経費全体としてほぼ毎年同水準で推移すると見込んでいる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映できなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

生野島には、かつて東野自然休暇村として賑わった海水浴場等のレジャー施設が残っており、その他活用可能な資源が存在している。また、契島においては瀬戸内に浮かぶ軍艦島として有名で、工場見学等も受け入れている。これらに関係課との連携や民間ノウハウの活用により、これまでとは違った魅力の活かし方で、町の観光事業に取り込み、航路利用客の拡大につなげたいと考えている。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>経営戦略については5年を目途に見直し更新を行っていく。</p>
----------------------------	------------------------------------

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 187	△ 137	△ 2,079									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	2,403	2,216	2,079									
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,216	2,079										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	2,216	2,079										
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	4,808	5,706	4,219	4,219	4,219	4,219	4,219	4,219	4,219	4,219	4,219	4,219
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)		47,000	47,000	47,000	43,211	39,400	35,565	31,708	27,827	23,923	19,995	16,044

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収 益 的 収 支 分	13,100	19,000	12,377	14,456	18,245	18,268	18,291	18,314	18,337	18,361	18,384	18,408
うち基準内繰入金		19,000	12,377	14,456	14,456	14,456	14,456	14,456	14,456	14,456	14,456	14,456
うち基準外繰入金	13,100				3,789	3,812	3,835	3,858	3,881	3,905	3,928	3,952
資 本 的 収 支 分	46,900				3,789	3,812	3,835	3,858	3,881	3,905	3,928	3,952
うち基準内繰入金	46,900											
うち基準外繰入金					3,789	3,812	3,835	3,858	3,881	3,905	3,928	3,952
合 計	60,000	19,000	12,377	14,456	22,034	22,080	22,126	22,172	22,218	22,266	22,312	22,360